

豊島区みどりの基本計画策定委員会設置要綱

○豊島区みどりの基本計画策定委員会設置要綱

令和3年10月22日

土木担当部長決定

(設置)

第1条 都市緑地法第4条の規定に基づく豊島区の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「みどりの基本計画」という。）を策定するため、豊島区みどりの基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) みどりの基本計画の策定に関すること。
- (2) その他、区長が必要と認めること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内観光団体及び関係団体が推薦する者
- (3) 公募による区民
- (4) 豊島区職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定めるみどりの基本計画策定の日までとする。

(組織等)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、あらかじめ区長が指名した者とする。
- 3 会長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 会長、副会長及び委員は、やむを得ない事情がある場合を除き委員会に出席する。
- 3 会長が認める場合、委員会にはオンラインで出席することができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により、その

意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部公園緑地課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月22日から施行する。